令和４年度　諫早市地域自立支援協議会　サービス部会

【部会の活動目的】

障害のある方や家族の地域における相談支援体制の構築

【今年度の活動目標】

①相談支援事業所の相談支援の質の向上

②関係機関との連携の強化

③災害時の対応についての支援

【今までの主な部会の活動経過】

|  |  |
| --- | --- |
| 平成２２年度 | ①社会資源の把握「障害福祉ガイドブック」の内容検討・作成  ②地域包括支援センターとの連携をすすめる |
| 平成２４年度 | 1. 計画相談支援についての検討   計画相談支援の対象者、モニタリング期間、様式等の検討  ②居宅介護サービス事業所への説明会（制度説明） |
| 平成２５年度 | 1. サービス管理責任者等研修会の開催（年３回開催）   ②制度説明と連携強化 |
| 平成２６年度 | 相談窓口の周知のためのチラシ作成 |
| 平成２７年度 | ①「相談支援専門員研修会」の開催  ②障害者の高齢化に関する検討  ③「就労移行支援サービス説明会」「こども支援相談会」への参加 |
| 平成２８年度 | ①県コーディネーターによる研修会の開催  「ストレングスモデルに基づく障害者ケアマネジメント」  ②「居宅介護及び移動支援サービス利用」について説明会開催  ③各事業所の相談支援専門員の情報共有 |
| 平成２９年度 | ①第１回地域包括支援センターとの合同研修会  ②就労部会との意見交換会の開催 |
| 平成３０年度 | 介護支援専門員との研修会の開催 |
| 令和元年度 | ①事例検討を行い課題を抽出  ②介護支援専門員連絡協議会との合同研修の開催  ③県アドバイザー研修会の開催  「制度とファシリテーション」  ④災害時の備えについて意識づけのため共有 |
| 令和２年度 | ①災害時の行動について避難準備カード（諫早版）を作成  平時より災害に対する備えの意識を高める。  ②社会資源の把握（すくすく広場、依存症の相談について）  ③県アドバイザー研修会の開催  「報酬改定、相談業務の質の向上」 |

【今までの主な部会の活動経過】

|  |  |
| --- | --- |
| 令和３年度 | ①社会資源の把握「障害福祉ガイドブック」の内容検討・作成  ②地域包括支援センターとの連携をすすめる |

【令和４年度活動実績】

（１）会議開催

＊８月と９月の２回は、コロナ感染拡大予防のため中止

|  |  |
| --- | --- |
| **開催日時** | **協議内容** |
| 第１回 ４月１４日（木） | ①新規障害サービス事業所紹介  ②障害福祉制度説明（高額障害福祉サービス費） |
| 第２回 ５月１１日（水） | ①相談事業所の体制について ②年間計画 |
| 第３回 ６月８日（水） | 事例検討（重度障害児の支援体制について） |
| 第４回 ７月１３日（水） | 包括支援センターとの合同研修会について  事例検討（継続：重度障害児の支援体制について）  諫早市の相談支援体制について |
| 第５回 １０月１２日（水） | 地域包括支援センター・相談支援事業所合同研修会  １）お互いの自立への考え方  ２）よりよい連携体制に向けて |
| 第６回 １１月１７日（木） | ＊相談支援専門員現任研修インターバル研修生参加  ①諫早市地域自立支援協議会について  ②災害・感染症をテーマにした研修会  　　相談支援専門員又は事業所としての取り組み・役割 |
| 第７回 １２月２１日（水） | 県アドバイザーによる研修  「相談支援事業の運営管理と今後の相談支援体制について」  　＊相談支援事業所管理者対象 |
| 第８回 1月１１日（水） | 県アドバイザーによる研修  「相談支援専門員の業務とは」  　＊相談支援専門員対象 |
| 第９回 ２月８日（水） | 事例検討  ・介護保険へ移行するケース  ・児童のケース  ・障害者の事例 |
| 第１０回 ３月８日（水） | 障害者の緊急時の受け入れ体制についての情報交換会  （地域生活支援拠点の整備に向けて）  ＊相談支援事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所との意見交換 |

（２）地域包括支援センターとの連携

　　　　障害者の高齢化に伴い、６５歳から介護保険サービスへ移行する方が増加している。移行する際には相談支援専門員のマネジメントが介護保険のケアマネジャーに担当がかわり、サービスの制度も異なってくるため、利用者が混乱しないような連携が求められています。

　　　　実際には、障害と介護の基本的な「自立」考え方の違いや障害者本人の意向もあり、移行の際に時間を要する事例もあります。

　　　　今後も連携が深められるような場を設けていく必要があります。

（３）災害や感染症に対する相談支援専門員の役割について

　　　　今年度も台風やコロナ感染拡大などがあり、障害者の方を支援する際に相談支援専門員として、どんな対策ができるのか、どんな課題があるのかについて事例を想定しながら意見交換を行いました。平時からの避難準備やサービス等利用計画に盛り込むなどの工夫が大切だとの意見がありました。また民生委員や地域の方々との日頃の関わりも重要とのことでした。

　　　　コロナ禍では、なかなか訪問や面談が出来なかったり、世帯の支援が必要になったケースもあり、相談支援専門員としての役割を再度考えるきっかけとなりました

（４）相談支援専門員の業務の範囲について再確認

　　　　現在相談支援事業所は市内に１２か所ありますが、年々障害福祉サービスの利用者が増加しており、新規利用者の計画相談の対応が厳しい状況になりつつあります。また当事者のみでなく、家族や環境調整支援が必要なケースもあり、相談員一人一人が抱える業務負担も増加傾向になります。

　　　　そこで、今年度は、管理者向けと、現場の相談支援専門員向けに「相談員の役割」「業務の範疇」について県アドバイザーに講師になっていただき研修会を行いました。

　　　　今後も相談員が受け持つ件数も多くなっていくことが見込まれ、どのような体制が必要なの課題をまとめ、検討が必要だと感じています。

【今年度の成果】

（１）相談支援体制の仕組みづくり

　　　　サービスの利用希望者から、相談支援事業所が１２か所あり、どこに電話したらよいかわからない、電話依頼したら断られてどうしたらいいのかわからなかったなどのご意見もあり、障害者の方が相談しやすような体制を整え周知をしています。

　　　　一次的な相談を委託している３か所の相談支援事業所に地区担当制を導入し相談対応を行っているところです。

（２）地域包括支援センター（介護保険）

　　　　介護保険移行については、制度の問題もあり多くあります。今年度は研修会を開催するにあたり、地域包括支援センターと準備の会議を重ね、今後も研修会を続けていくこととなっています。

（３）相談支援事業所管理者向け研修会

　　　　相談支援専門員に求められる業務も多様化しているが、その中で効率的かつ法に基づいた役割で業務を行うことが必要である。

　　　　障害者にとって、相談支援専門員は身近であるがゆえに問題を抱え込んでしまう相談員も見られる。

　　　　今回、管理者の横のネットワークづくりのきっかけとなった。

（４）共同生活援助や短期入所事業所との意見交換

　　　　緊急時の受け入れをテーマに相談支援事業所と共同生活援助や短期入所事業所との意見交換会を開催したところ５０名程度の参加があり、今後のより良い連携に向けた意見交換となった。

【課題】

（１）計画相談の新規受け入れ体制について

　　　　新規の利用希望者も増加しているが、相談支援員の人数はほとんど増加していないため各事業所が飽和状態となっている。

　　　　今後は、各事業所の受け持ち件数や対応可能な件数を共有したり、福祉サービスから社会資源等につなぐ支援についても研修を重ねていきたい。

（２）介護保険制度への移行

介護保険を申請後、非該当になる場合もあり、サービスの提供などの基準を共有していく必要がある。

（３）地域生活支援拠点の整備～相談支援体制～について

相談機能について評価、検証、見直しが必要である。